都市デザインの推進について

都市デザイン　資料A-7

【報告事項】良好な景観形成・屋外広告物の適正化に向けた取り組み

屋外広告物法の目的である良好な景観形成、風致の維持、公衆への危害防止の観点から以下のように総合的な施策を進めている。

		令和４年度									
		４～6月	７月	８月	９月	１０月	１１月	１２月	１月	２月	３月
良好な景観形成・屋外広告物の適正化に向けた取組	屋外広告物条例改正				議会報告 景観審議会	パブリックコメント		議会上程 景観審議会	議決後　速やかに施行		
	屋外広告物ガイドライン策定・周知	屋外広告物ガイドライン策定・公開	ガイドライン周知・啓発（広告業者・広告団体などへ周知・屋外広告更新時に個別周知）								
	屋外広告物顕彰活動					屋外広告物フォトコンテスト					
	許可申請適正化の取組	屋外広告物未申請実態調査	屋外広告物許可申請適正化へ向けた民間活用の検討・調整								
	パトロール・講習会開催	中心市街地アーケード周辺安全点検実施の呼びかけ			屋外広告物適正化旬間における安全点検周知・啓発				屋外広告物講習会		

【報告事項】熊本市屋外広告物条例の一部改正について（案）

1.条例改正の概要

〇公園、広場等の管理者が許可するイベントに対し、禁止地域等でのイベントにおける広告物の表示を可能とする。
〇通常の許可制から、事前協議書により危害防止や景観配慮等について事前に本市と協議を行う手続へと変更する。
〇イベント時のプロジェクションマッピングの投影時間を定め、イベント敷地内での投影面積の自由度を上げる。

2.条例改正内容（具体案）

【条例及び規則に記載する内容】

〇公園、広場等公共の用に供する場所で開催される開催期間60日以内の行事、催物等で表示される広告物については、公園や駅前広場等の禁止地域や、街灯柱・橋などの禁止物件の一部にも掲示可能とする。（ただし、利用日数が７日を超える場合の主催者は公共団体等に限定する。）
〇当該主催者は屋外広告物事前協議書を市長に事前に提出することとし、広告物の公衆に対する危害防止のための必要な措置、周辺景観への配慮を行うこととする。
〇プロジェクションマッピングは敷地内における投影時間をおおむね10時までとし、投影面積の自由度を上げる。また、貼り札等及び広告旗の表示面積は１㎡以内、立て看板等は2㎡以内、広告幕は20㎡以内とする。